

# 学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則第19条には、「学校において、予防すべき感染症」として以下のように挙げられています。これらの病気にかかった場合は**出席停止**となります。

## ☆登校許可証は不要だが、出席停止の感染症

医療機関のひっ迫対策で、以下の疾患については登校許可証は不要です。その際、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による療養期間(〇月〇日から〇月〇日まで)をミマモルメや連絡帳等でお知らせください。学校への連絡のみで出席停止扱いとなります。

病名	出席停止期間等
<b>インフルエンザ</b>	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。
<b>新型コロナウイルス感染症</b>	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

## ☆登校許可証が必須の感染症

以下の疾患については登校許可証が必要です。医療機関に登校許可証をお願いしてください。学校で定めた書式は特にありません。各医療機関の発行するものを提出してください。

分類	病名	出席停止期間等
第2種	<b>百日咳</b>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	<b>麻疹(はしか)</b>	解熱した後3日を経過するまで。
	<b>流行性耳下腺炎</b>	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	<b>風疹(3日はしか)</b>	発しんが消失するまで。
	<b>水痘(みずぼうそう)</b>	すべての発しんが痂皮化するまで。
	<b>咽頭結膜熱</b>	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	<b>結核</b>	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	<b>髄膜炎菌性髄膜炎</b>	
第3種	<b>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス</b>	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	<b>流行性角結膜炎</b>	眼の症状が軽減してからも感染力が残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで。
	<b>急性出血性結膜炎</b>	

## ☆登校許可証が提出されると出席停止になる感染症

以下の疾患は「その他の感染症」となります。医療機関から登校許可証を発行していただき学校に提出されますと出席停止扱いになります。(提出がない場合は原則「病欠」扱いとなります。)学校で定めた書式は特にありません。各医療機関の発行するものを提出してください。

分類	病名	出席停止期間等
その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 24 時間以内に感染は消失するため、それ以降、全身状態が良ければ登校は可能。
	ウイルス性肝炎	A 型肝炎：肝機能が正常になった者については登校可能。 B 型肝炎：急性肺炎の急性期でない限り、登校可能。
	手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登校可能。
	伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで全身状態の良い者は登校可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能。
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良い者は登校可能。
	感染性胃腸炎 (ノロウイルスなど)	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は登校可能。
	アタマジラミ	<u>出席可能</u> (タオル・くし・ブラシの共用は避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)	<u>出席可能</u> (多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
	伝染性膿痂疹(とびひ)	<u>出席可能</u> (プール、入浴は避ける)

上記は、2024 年 11 月時点のものです。法律等の改正により変更の場合があります。

ご不明な点等ありましたら、担任もしくは保健室までお問い合わせください。